

戦争と公文書

—大山村役場文書を中心に—

安藤文雄

—さきほども話したとおり、われわれは状況を掌握しようとしている。そのためには、正式な書類をととのえることが必要不可欠なのさ。無用の雑務と思われるかもしれないが、いいかね、補給についての書類が完璧でなければ、最強の軍隊といえども、無力な烏合の衆と化してしまうのだ— ロバート・アスプリン「魔法探偵・総員出動！」第一五章

峰地光重先生の展示（平成18年度公文書展 鳥取県の生活綴方教育―峰地光重と後進たち―）会場 倉吉博物館）はご覧になりましたか。公文書館の展示に公文書が展示されていないのはどうしてかなあ、と思われた方もおありで

また、峰地先生のお弟子さんで最近亡くなられた稲村謙一先生という、これまた立派な方がおられます。戦前から鳥取県の綴り方教育の指導者として活躍され、児童詩教育にも熱心に取り組みされました。さらに、口語による新短歌運動にも造詣が深く、晩年は『歲月』という歌集も出版されています。私は、ご縁があつて、その書齋にあつたすべての資料を整理しました。分量は文書箱で約百六十箱。公文書ではありませんでしたが、九十余年の人生を初等教育と作歌活動に全力投球してきた方の思索の跡をたどってみることは、とても良い勉強になりました。

稲村先生の蔵書等を整理しつつ思ったことは、太平洋戦争の影響が、否応なしに先生に刻み込まれているということです。先生は鳥取県師範学校の卒業生です。国家のために子どもを育てるといふ大目的を達成するため、細心の注意を払って動かされていた国の機関が、子どもを育てる小学校であり、教師を育てる師範学校でした。先生は綴り方の指導を通して、社会体制の矛盾に目覚めた人でもありました。しかし綴り方教育に取り組んだ教師たちは、いわば非国民として、思想弾圧の対象となりました。峰地先生は、実際に特高警察に拘束されています。教育にたずさわる仕事をしてきた稲村先生にとって、戦時の思想弾圧と昭和二〇年八月一五日の敗戦は、どのような影響を与えたの

しょう。

実は、当館では今から八年前の平成一〇年四月より三年間の継続事業として、県下すべての小学校を対象とする資料調査を実施しました。学校の統廃合等により資料散逸のおそれがあるのではないかと考えたことが動機でした。調査は、各小学校が保存してきた資料で、明治初期の開校時代から国民学校を経て戦後に至るまでを対象としました。学校が保存するあらゆる資料といつてもよいでしょう。峰地先生との出逢いはこの時期のことであり、事業が終了した後も、中心となった田村達也専門員が調査研究を続け、今回その成果をご覧に入れることができたという次第です。公文書と関係が無くもない訳です。

でしょうか。これが整理を進めながら、私が興味を引かれていたことの一つなのですが、今日は課題にとどめておくことにします。

私は仕事柄、公文書に関する記事には注意しています。最近続いて公文書が個人の「人権」を守るのにいかに大切か、という記事を見つけました。最初に結論を言えば、公文書は、まさかの時にあなたの「人権」を守ってくれるものです。私が勤務する公文書館は、一般の人々にとって馴染みの薄い施設だと思います。図書館や博物館のように、多くの人が利用する機関ではありません。しかし、公文書館は、裁判の判断材料となりうる証拠（証拠）資料を保存する大切な施設なのです。しかし、一般的には、お役所はそのような文書を公文書館に移管することに消極的な場合が多くて、裁判所で証拠書類として採用されるような公文書をきちんと保存しているところはまだまだ少ないのです。

では、新聞記事を紹介してみよう。最初は、八月二六日付の朝日新聞一面の「薬害C型肝炎31人提訴」の記事です。かつて、菅直人厚生大臣が証拠書類をめぐって大活躍をされ、国民から拍手喝采をあげたことがありましたが、同記事は、血液製剤フィブリノゲンなどを投与されて、C型肝炎ウイルスに感染したとして、全国の患者が、国と製薬会社に損害賠償を要求した集団訴訟の記事です。解説に

よりますと、国内で一万人ともいわれる血液製剤によるC型肝炎患者のうち、追加提訴がわずか三一名にとどまったのは、提訴の条件である「血液製剤の投与」を立証できるケースが極めて少ないからだとしています。弁護士が相談者に対して、医療機関にカルテの有無を確認するように求めたところ、ほとんどが廃棄されていたようです。医師法に定めるカルテの保存期間は五年に過ぎないので、二〇年以上前のことは分かるはずはありません。医師法を改めればよいようなものですが、いろいろな意見があつて難しいでしょうね。

今回提訴した原告は、たまたまカルテが残っており、医師の記憶に基づいて「投与証明書」を発行してもらった、いわば「運」の良い三人だということです。しかし、人の命に関わる裁判が、「運」によって左右されるなんていやですね。証拠能力のある文書があるかないかによって、「人権」が守られたり無視されたりして良いものでしょうか。しかもその文書は行政側が作り、行政側が処分しているのですから、個人では手の出しようがありません。

『入門アーカイブズの世界―記憶と記録を未来に―』という本に、アメリカ合衆国とカナダの国立公文書館長の講演録が収められています。二人が口を揃えて言っているのは次のようなことです。アーカイブズ（公文書館）と図書館、

博物館はよく似た機関であるが、決定的に異なる機能がある。それは、今に生きる人々の「人権」を守る点であり、そのために公的機関が作成した文書を、慎重に調査・選別あるいは収集して人々に提供するのだと。したがって、地域の記録と記憶を収集・保存する歴史機関としての機能は、二次的なものになる、ということでした。

従来、公文書館のように歴史資料を収集保存する機関は、利用者が限られていて大部分の人々にとっては関心の薄い機関と思われてきました。今でもその傾向はあるでしょう。だから、今日のように財政運営が困難になると、他の博物館や資料館、図書館等と同じように、まっさきに整理縮小もしくは他機関との合併、指定管理者への委託の候補にあがるようになるわけです。県内でもそういった事例が見受けられます。しかし、これは何度でも申し上げたいのですが、こと公文書館に関していえば、あくまでも現在に生きる人々の「人権」を守る責務を負った機関だということを理解して欲しいと思います。また、各自治体は公文書を丁寧に保存するよう努力すべきだと思います。参考までに、公文書館を日本で最初に作ったのは山口県です。昭和三四年のことでした。しかし、現在でも県庁からの公文書の引継ぎは円滑ではないと聞きます。

近年、行政の説明責任（アカウンタビリティ）という大きく矛盾しています。それはともかく、公文書がなければ戦死した兵隊も合祀されないということです。しかし、公文書がないのは誰のせいでしょうか。少なくとも戦死者の責任ではないといえます。その後の記事によると、公文書があつても太平洋戦争までが対象である、と拒否の回答が返ってきたそうです。

三番目は、前述した『入門アーカイブズの世界』の序文に引用してある、やはり朝日新聞二〇〇四年六月二二日付の「私は日本人」訴え続け」という記事です。

黒竜江に住む梁延文さん（六三歳の男性）の話。彼は花井勝一という名前の日本人です。三歳の時、開拓団として両親と二歳年上の姉と中国に渡ります。しかし、敗戦のどさくさで父親と生き別れになり、母親は中国人と再婚します。その母も姉も今は亡くなっています。日本政府に対してずっと帰国を申請し続けている梁さんに、厚生省は「梁さんが申し立てた出身地や開拓団を調べたが、戸籍などの資料が見つからない」という理由で、いまだに日本人と認定せず帰国を認めていない、という記事です。

四番目は、同じく『入門アーカイブズの世界』の序文にある、朝日新聞二〇〇五年六月二二日の「父の国―フィリピン残留日本人二世」という連載記事です。マニラに住む七二歳のネニータ・フェルナンデスさん。戦前機械工場を

ことが言われます。「今」の行政活動に必要なのは、なにも「今」作成されている文書だけではありません。過去の行政活動の記録も、当然のことながら公文書館に収集・保存されています。今日のことを考え明日の施策の参考にするためには、過去に学ぶという姿勢が必要です。「今なんとかできればよい」と先延ばしすれば、そのツケは必ず次の世代にまわってくるでしょう。

二番目は、八月一五日付の朝日新聞社会面の記事です。「国と私」シリーズ（第七回）―靖国合祀「望む」「拒む」に、公文書が存在しないという理由で合祀を拒否された人の話が紹介されています。

中谷坂太郎という人は、朝鮮戦争さ中の昭和二五年一月、米軍の要請で極秘に編制された海上保安庁の特別掃海隊員として北朝鮮の元山沖に出動しました。この時、掃海艇が機雷にふれて爆発し二一歳で殉職したのです。しかし、戦争放棄を謳う日本国憲法がすでに発効しており、事件はなかったことにされ、遺族は口外を禁じられました。兄の中谷藤市さんは「弟こそ国に殉じた者をたたえる靖国に祀られるべきだ」として靖国神社に申し入れたのですが、靖国神社は「公的機関の事故記録」と戦死者の遺族が受け取る「遺族年金の証書」がないことを盾に拒否したということです。戦死者でもないA級戦犯が合祀されていることとは

営んでいた日本人の父親と、フィリピン人の母親の間に生まれました。七人兄弟姉妹の二女でエミコという名前でした。この一家も戦争中に父を失い、七人の子どものうち四人が、戦後別々の家庭に預けられます。ネニータさんは、父の名が「トウゲ・カツンド」だと記憶していました。それを手がかりに日本のNPOの協力で外務省の外交史料館に保存されている戦前の旅券発給者名簿を調査したところ、広島県出身の「峠勝人」の名がみつかり、また地元に残っていた戸籍にもフィリピン人の妻との間に子どもが七人あり、二女が「エミ子」であるということが証明できたということでした。

私は現在鳥取県の海外移住の歴史をまとめる仕事に関わっています。外務省の外交史料館にも出かけ、旅券発給者名簿も閲覧しました。しかし、このようにうまくいった例は少なく、公文書不在のためにどれほどたくさん残留孤児たちが涙を流してきたことでしょう。

朝日新聞が掲載した四つの記事に共通するのは、「人権」を守るために、公文書が大きな役割を果たしている、ということでした。かけがえのない自己の存在そのものが、公文書の有無によって肯定されたり否定されたりしています。ある文書に歴史的価値があるかないかを議論する以前に、私たちの「人権」そのものを保障する極めて大切な役割が

生物としての自分を考えると、折り返し点を過ぎた頃から今度は逆に、外界の方が自分の方に渗透してきている。これは中学校の理科で習った水溶液の実験のように、濃い方が滲出するのに似ている――

原田多加司「職人暮らし」

原田さんは、屋根葺き職人の棟梁として、国宝重文級の屋根葺きを手がけている、その世界では大変有名な方です。氏は、壮年の頃は弟子であれ建物であれ、また屋根葺きの材料であっても、自分の意思どおりに扱うことが良い仕事につながるものだと信じていたようです。しかし、ある時期からまわりの声を謙虚に聞いた方がよいのでは、という心境になられたようです。そのほうが、結果的に良い仕事になるのではないかと。

私は七年前に人生を折り返しました。定年退職という訳です。以来非常勤として公文書館に勤務しながら、以前手がけた仕事の後始末のようなことをしながら、プライベートでは鳥や虫や花などの自然と仲良く暮らそうとしています。そして、少しずつ、今まで見えても見えなかった自然のすばらしさに気づく毎日を過ごしています。私は散歩の時にはいつもカメラを担いで行くのですが、カメラの機種・交換レンズの違いによって同じ眼前の風景も違った顔

公文書にある、ということをしつかり認識しなければなりません。個人情報保護に過敏になって、早々と廃棄してしましますと、私やあなたが生きていたことすら証明できなくなってしまうという、まことに恐るべき結果となります。繰り返しますが、公文書館は、安全確実に個人の権利を守る文書を保存し、提供すべき役割を担うところなのです。

ついでの申し上げますが、近頃ペーパーレス時代ということで、コンピュータを過度に信用して、紙による書類を軽んずる傾向があります。何重にも施されたセキュリティさえ不安視される状況で、もし機械が故障したり、手を加えられたりしたら、私が私であることをどうやって証明してくれるのでしょうか。九月七日付の朝日新聞記事もその一例です。近頃の戸籍謄本では除籍欄が抹消されているようです。家族が亡くなると戸籍から抹消しているわけですが、コンピュータ事務の簡素化が理由のひとつのようですが、コンピュータは必ずしも人を幸せにはしない。子どもをなくした両親が、元通りの記載にして欲しいと活動されているようです。

――〇年ほど前の自分は、エネルギーで周りを巻き込み、外部にその生命力を滲出していた。しかし、

を見せてくれることに気づきました。私と自然との関係の結び方によって世界はその多様な姿をあらわしてくれるということでした。

このことは、公文書館で毎日手がけている色々な資料の目録作りにも影響があるらしく、以前は強引に整理していた資料の山も、資料の言い分に耳を傾けるだけで、何となくまとまるような気がしてきました。目録を作るといふことは、一見無秩序に見える対象の資料群を、利用者の目的・用途に応じて有効に活用できるよう分類整理していくという作業です。ほかの人には混沌としか見えていないところに、構造と秩序を発見し、あるいは組み立てていくことです。先ほどの話を引用すれば、若くてエネルギーが豊富時は強引にでも組み立てていくけれど、折り返し点を通り過ぎたら耳を傾けることに中心が移っていくのでしょうか。これらのことは、当館の『研究紀要』第二号で詳しく紹介していますので、ご参照ください。

さて、本日のテーマは「戦争と公文書」となっておりますが、そろそろ、私が整理を手がけた大山村役場資料を中心に話を進めていきたいと思えます。大山村は昭和の合併で大山町の一部となり、しばらくは出張所といえますが、支所として残りましたが、まもなく廃止となりました。大山村役場資料とは、大山町に引き継がれた公文書で、幸い

にも処分を免れて残されてきたものです。しかし、町立の施設（生活改善センター）で山積みになって廃棄を待つばかりになっていました。

当館では、例年市町村役場の文書担当者を対象に資料保存のための研究会（「公文書等資料保存研究会」）を開いています。平成二二年度は一〇月二四日に開催しました。この時、当館書庫に収蔵している旧村役場文書をご覧になった大山町の職員が、自分の町にも同じような文書群が残っている。すでに一部は廃棄しており、近いうちにすべてを廃棄する予定である、と言われたのです。そこで、二日後の一〇月二六日、当時の館長と専門員が現地を確認に行きました。夕刻の報告によると、近世後期の絵図面から旧村役場時代の公文書、さらに合併後の出張所時代の公文書が大量に残されている。とりわけ重要なものは、本来なら当局の指令によって焼却処分されたはずの戦争関係の公文書が残されていたということです。念のため持ち帰ってきたものを見ると、「大東亜戦争関係綴」とか「国民精神総動員関係綴」など、通常ならとくに煙になっているはずの文書が、完全な形で残されていたのです。

そこで大山町と再度交渉をいたしまして、すべてを一時期に借用することにし、公文書館に運び込みました。最初にしたことは、くん蒸作業です。大きな耐火金庫のようなカード化終了。まとまった簿冊が二七九四冊。雑多な文書で、整理番号を附与するにはいたりませんが、あるいは私の気のつかない大事な意味があるかも知れないと思うもの、つまりグループからはずれてしまった文書群なのですが、ダンボール箱で六箱ありました。

さてこれからの分類整理の本番です。分類の基準は、これまで整理をしたいくつかの旧村役場文書の分類基準にそろえます。本来、役場文書の作成は、県庁から指示された基準に則して行われたので、どの村役場でも同一の書類が作成されたはずなのですが、作成者の好みと申しましょうか、標題名やら分類にも「むら」があります。ですから、村ごとの特徴を見極めながら整理していかなければなりません。「神経衰弱」というトランプゲームがあります。伏せられたカードを任意にひっくり返し、同じ数字のカードができたら取っていく。最初はなかなか数字を合わせる事ができませんが、終わりにになると組み合わせることが容易になります。データカードの分類も同じことです。まず何となく仲間だなと思われるカードを繰り返し集めていきます。その前に、便宜的に近世文書と近代以降の文書に分けました。これで作業は随分はかどります。しかしこれはあくまで便宜的なものです。近世の庄屋文書はほぼそのままの形で明治前半期の戸長役場に引き継がれます。さらに、

くん蒸庫に入れて、時間をかけて紙に有害な虫類やカビ類を駆除します。その後、資料に積もった汚れを落としていきます。軍手をはめての作業ですが、手も鼻の穴も真っ黒になります。残念ながら当館に運び込まれた段階で、すでに原秩序は失われておりましたが、公文書（簿冊）一冊ごとに整理番号を付した短冊をはさみながら仕分けをし、データカードを作成していきます。カードの作成が終わると、そこに書かれた簿冊の標題や形態を手がかりに、できるだけ元の秩序に復元するように目録化していきます。そうして『大山村役場文書目録』を完成させた次第です。

もう少し詳しくお話しましょう。分量は段ボール箱にして百余箱、整理室に積み上げた文書の山を見た時は、まさに茫然自失の状態です。まとまるどころかため息をついたものですが、とりあえずできることから手をつけようと、同じ標題の簿冊を一ヶ所に集めることから始めました。この仕事は翌平成一三年六月五日に始めました。くん蒸消毒してから半年経っていますが、この間、他の目録作成で忙しかったこともありましたが、資料を休ませて体力をつけさせるという意味合いもありました。公文書館の書庫の温度、湿度になじんでもらうための準備期間という訳です。このような期間をおきませんと、劣化が進行して大切な資料を傷めてしまうことがあります。一〇月一三日にデータ

いくつかの戸長役場が組み合わされて明治二二年に村役場が成立します。江戸時代に作成された土地山林等の文書も、写し直されたり改訂されたりすることはありますが、現役の機能を保持して生き続けているのです。明治維新をもって近世と近代の断絶が生じたのではないことを肝に銘じておかなければなりません。同じことは、昭和二〇年八月一日五日もって戦前と戦後の断絶が生じた、という見方にもいえることです。

では、一九の分類について一部補則を加えながら説明していきます。

(A) 藩政期文書及び絵図面類 (九三三)

天保一一（一八四〇）年から明治二〇年までの各種絵図類が中心です。天保期の絵図は、村ごとに作製された「田畑地続全図」です。「地続帳」という帳簿も作られていたはずなのですが、これは残っていませんでした。「地続帳」は田畑に上・中・下等々の等級を付け、反別や年貢の割合、所有者、耕作者等を詳しく書き上げたものです。それを図面上に示したものが「田畑地続全図」です。明治初年になると、小字ごとに作成した「田畑字限（地続）絵図」（綴じて一冊にしたもの）と、それらをさらにまとめて、一枚の大きな紙に描いた「村全図」が作成されています。これら

は、元々地租改正の目的で作成されたものです。当初は天保期の絵図などが利用されていましたが、正確さに欠けることから、新たに作成されたものです。

明治一七（一八八四）年になると、田畑の面積や位置などを、訂正し直すという国の方針が出されます。これに応じて新たに作成されたのが、「地引絵図」です。田畑ばかりでなく、山林原野や池沼から草生藪地に至るまで、あらゆる土地が「地引絵図」に再度記録されていきます。この過程で生み出されるのが、「野取図」といって、現地で測量した折の野帳（フィールドノート）です。明治初年作成の「田畑字限（地統）絵図」には曖昧な部分も多くあったのでしよう。かなりの量で「誤謬訂正」「地目変換」「地目組換」「畦畔廢設」「無年季開墾」等々従来の不備を訂正していった跡が見えます。こうして作成されてきた各種図面は、現在の「土地台帳」の基礎となるわけです。ですから、極めて重要な絵図なのです。永久保存文書として、どの旧村役場でも大切に保存し続けてきたのですが、そのほとんどが残っていません。

私たちの間では、大事な歴史的資料が失われる原因は次の三つだという共通認識があります。第一は、町村合併の折に廃棄されやすいこと。第二に、市町村史などの編さん事業を行った後に、元の資料は不要、あるいは関心がなく

明治二二年に町村制が施行され、今の役場の原型が作られます。その時に戸長役場から村役場に引継いだ文書をまとめた「役場事務受渡書類」明治三年の「郡制実施準備書類」などがありますが、こういった時期に文書が移動していったのかもしれませんが。昭和の合併などの際に町の方に引継がれたものもあるでしょう。

旧役場から新役場への事務引継書というものは、合併以前にどのような事務をしていたかよく分かるものです。公文書館には、昭和の大合併の際の簿冊がたくさんあります。しかし、この度の大合併に際しては、この簿冊を参照した市町村はありませんでした。過去を振り返る必要も興味もなかったということでしょうか。

（C）庶務関係文書（二九七点）

「庶務関係綴」という標題で綴じられた簿冊は昭和二年から合併時の昭和二八年まで連続して残されていました。この簿冊は、要するに土木・戸籍・税金・教育等はつきりとした任務分担の分かるもの以外が綴り込まれたものです。雑件の文書綴といえましょう。今回の整理では、明治三六年から昭和二九年までの「統計関係綴」もこの中に含めました。統計業務は、県や国の指針となる数字が書き込まれていますし、村単位の歴史を知るためにも大切なもの

なるといったことで散逸してしまうこと。第三は、庁舎の建て替えの時に廃棄されてしまうことです。これらに共通していることは、行政に関わる当事者に、公文書が地域住民の大切な記録であるという認識が欠けていることです。

日南町と旧佐治村の旧村役場文書の中にみつけた簿冊に、村落ごとの「屋敷絵図」がありました。家屋敷の略図ですが、桁ゆきや梁の長さ等のほか屋外に作られている雪隠に至るまで、その位置や大きさが記入されています。地主層の大きな家もありますが、大半の農民は三坪・五坪・一一坪というような小さな家に住んでいました。

明治初期に日本各地を旅行したイザベラ・バードというイギリスの女性があります。彼女の『日本奥地紀行』を見ますと、床があつて畳の敷いてある家は少なく、たいていは土間にゴザ・ワラを敷いた程度で、ノミがピョンピョン跳ね回っている。とても人の住む家と思えないと書いています。明治の半ばに至るまで、というのは、これらの図面が作成され、今でいう固定資産税の台帳として使用された時期に、このような生活を送っていたことに、あらためて驚かされます。

（B）法令関係文書（二一点）

大山村の場合、例規関係の簿冊が意外と残っていません。

です。参考までに、鳥取県の統計は明治一四年から公刊（「鳥取県統計書」）されはじめ現在に至っています。ただ、項目の取り方、地域の分類方法等は、時代ごとに大きく変遷を重ねています。

行啓・行幸関係の簿冊もありました。大山村は昭和八年に澄宮（すみのみや、三笠宮崇仁親王）、戦後まもなく天皇を迎えています。その時の様子が医務関係の簿冊にあります。一〇年以上の開きがありますが、その奉迎体制にはほとんど違いがありません。

（D）戸籍関係文書（六〇四点）

公文書館が保存する明治期の知事引継文書には、土地と人民を引継ぐというものがあります。大山村の場合でも、土地登記関係と戸籍関係の文書は、その種類も数量も群を抜いています。行政の担当者が最も留意する性質のもので

す。私たちは出生前から死亡後にいたるまで公文書の世界に如何に取り込まれているかということがよく分かります。たとえば、出生前に関するものですが、戦前の警察関係文書の中に、駐在の任務として管内の妊娠中の女性をチェックするというものがありました。特に兵役につく男子が貴重な財産だった時代ですから、生まれる前に始末でもされ

たら大変だ、という意味があつたのかもしれませんが。

印鑑も、今でも実印は届けておられますが、大山村役場にも昭和五八年までの「印鑑証明書保証綴」が揃っていました。

(E) 土地登記関係文書 (一八三點)

人の管理に次ぐ土地の管理文書です。名寄帳が集落ごとに作成され、土地が売買される度に土地異動の確認と通知が本人宛に出され控えが残されます。また土地柄でしょうか、開墾にかかわる文書が多く眼につきました。戦後、中
国から引揚げてきた入植団体、香取開拓団は有名ですが、残っていた文書では明治二五年の「土地開墾届」が最も古いものでした。

(F) 租税関係文書 (五六點)

土地と人民が確定しますと、次は税金です。鳥取県では、明治二〇年に「一般民等位敷設置の方法概則」という布告を出します。すべての住民は財産の寡多によつてランクが付与されたわけです。これを「民等位」と呼んでいます。(A)で説明したように、江戸時代には、上・中・下等々に土地が分類され、年貢高が決められましたが、これに変わるものと考えてよいでしょう。当然、どの町村でも「民等

位」の一覧表が作成されたのですが、大山村役場には残念ながら残っていませんでした。国税・県税・村税といった標題の文書ばかりでした。

(G) 会計関係文書 (六點)

明治一八年の「諸金仕払受取絡」から昭和二〇年の巡査駐在所の借地料に関する書類などがありました。公費の仕払、領取等実際のお金の動きに関わる文書で、量的には本
来大変な量になるはずですが、しかし、その実効期限が過ぎれば不要となるものなので、早い時期に廃棄されてしまつたと思われま

(H) 財政関係文書 (二〇六點)

村有基本財産の運用に関わるものが中心となつていま
す。昭和の大合併後も、旧大山村地区が財産区を作つて運用していることを示す文書も含んでいます。平成の大合併では、財政難を理由に近辺の町村から合併に難色を示された町もありましたが、大山は山林という特別な財産を持っていたので、合併後もこのような形をとつていたのでし
う。

(I) 社会民生関係文書 (七八點)

このグループの中には「社会関係綴」という一連の簿冊

群がありますが、さまざまな内容の文書が綴り込まれています。昭和一二年の「民衆娯楽調査」、昭和一四年の「満蒙開拓青年義勇軍各町村送出調」などは、他の旧村役場文書では見かけたことがありません。昭和八年と一三年の「村葬関係参考綴」は、戦死者がふるさとでどのように扱われたかを示す、これも貴重な資料です。これらの簿冊については、あとで触れる(M)の兵事関係文書に入れるべきだったかもしれない。「村葬関係参考綴」からは、次のようなことが指摘できます。例えば支那事変と称される昭和一〇

(J) 衛生関係文書 (二四六點)

おもに伝染病対策や母子衛生を具体的に記録した文書群
ですが、慶応三年からはじまる「種痘人名簿」や伝染病隔離病舎の建設と運営を記録した珍しい文書もありました。「国民健康保険組合」の簿冊は、制定された昭和一三年から
のものが保存されています。参考までに、明治期の衛生事務は警察の担当で、伝染病が発生したら真っ先に現地に派遣されたのは巡査でした。当時のことですから伝染して殉職した巡査もあります。私はそのことを刻んだお墓をいくつか目に見ています。

年代初期の戦死者と、敗戦直前の昭和二〇年頃では、戦死者の数が大きく違います。それに従つて、葬儀の扱いがほとんど簡略化されているのです。それで思い出したのですが、私が以前調べていたことがあります。おもに漢文の刻まれた石碑でしたが、戦死者関係のものがいちばん多くありました。日清・日露戦争当時は、どんなに低い階級の兵卒でも、村の入口に大きな慰霊と顕彰の碑が建てられました。地域の漢文の先生が書いた文章を刻んであるのですが、戦死すれば、英霊ということ、美辞麗句を駆使してその事蹟が物語られています。しかし先の大戦では、せいぜい墓石に何行か戦歴が刻される程度になり、やがてそのような習慣も消えてしまいます。

余談となりますが、いまシリーズ本「アジア・太平洋戦争」(岩波講座)を読んでいるところですが、第三巻『動員・抵抗・翼賛』に「厚生省は陸軍の「衛生省」設置要求を「推進力」とし、日中戦争開始前後の情勢を背景に完成した
もの」と書かれているのを見て驚きました。その発端は、昭和一一年六月一九日の閣議で、寺内寿一陸軍大臣が「壮丁体位」の低下傾向を指摘してその対策を要望したことに
あるようです。反面、当時内務省が成立を目指していた保健所法、国民健康保険法や母子保護法などに対しては、「吾軍部で考えているものとは余程遠いものでありまして遺憾
限りない次第」と冷淡でした。軍部が求める「強い兵隊」を生み出す装置としての厚生省だったというわけです。

(K) 社寺関係 (五一点)

旧大山村のシンボルは何といっても大山寺です。大山寺は、普通のお寺のように単独に一つの本堂で完結しているものではなく、たくさんのお寺の集合体です。明治一〇年代から昭和二〇年代までほぼ欠けることなく「社寺関係綴」が残されています。すでに消滅した僧坊も含めて、それぞれ明細帳などもあり、寺院や神社と地域の人々の暮らしがどのように関わってきたか、時代の変化にどう対応してきたかを具体的に記録しています。

兵事関係文書の中にありますが、これら寺社の所有する金属の回収についての綴りがありました。最大の金属のかたまりは、いうまでもなく梵鐘です。これは「銅鉄回収寺院関係綴」、昭和一七年の簿冊です。頁をくつてみますと、村からの回収中止嘆願書がありました。私たちは昔からこの寺の鐘をたよりに農作業を行ってきました。この鐘がなくなると、大切な農作業に差し支えが生ずるので是非中止して下さい、というわけです。この梵鐘の行方は分かりませんが、重文、国宝級の梵鐘でない限り供出されていたようです。寺ばかりではなく、一般の家庭にまで金属回収は進められます。母から娘に伝えられた銀のかんざし、刀豆(なたまめ)キセル等々、一般家庭にある金属類も残らず申告させられ供出されています。そのリストを綴った簿冊も

残っています。

(L) 学事関係文書 (一九五点)

公文書館の事業として平成一〇年より三年かけて鳥取県初等教育資料調査をしたことは先にお話しました。この大山村役場資料には、明治初期に村として独立して以来、昭和の大合併に至るまでの「学齢簿」が保存されています。たとえば、学齢に達した子供のうち心身に問題があり、就学に耐えられないと判断された子どもには免除の判断が示されています。今と違って、教育は権利として受けるのではなく義務である、と考えられていたので、障害児は国民の義務を果たせぬ保護すべき対象とされたようです。

小学校の基本財産の運営、校舎増改築の記録、補習学校・青年学校の教育内容等興味深い簿冊が並びます。学制改革の経過が詳細に綴られた「学制改革綴」(昭和二二年の)、新制中学校設置許可申請書等多くの貴重な文書が綴られた「中学校関係綴」は、とりわけ面白く感じました。

また、県の教育委員会は、戦後比較的早く設置されるのですが、市町村は二七年と遅れます。制度が始まる前後のやりとりを読んでいますと、市町村ごとに独立した教育委員会を設置することに反対の自治体が多く、乗り気ではなかったことを示す文書があることに気づきました。

(M) 兵事関係文書 (一四三点)

やつと今日の本題にたどり着きました。しかしすでに何度もこのテーマに関する公文書の話が出ています。つまり、兵事だけで文書は独立完結しているのではなく、他のいろいろな文書群と密接に関係を持っているのだということをご理解いただけたかと思えます。

このMグループ一四三点の最初は、明治二二年の「壮丁名簿」つまり徴兵対象男子の名簿から始まります。先の大戦に関しては、敗戦処理関係の簿冊が貴重です。中でも戦地よりの引揚・復員は重要な仕事で、昭和の大合併後も続いています。ラジオの「尋ね人」という番組を記憶している方もあるでしょう。また帰国者を乗せた船が舞鶴港に入ってきます。岸壁の母のエピソードは多くの人に涙を流させました。兵事関係文書は、昭和四二年の遺族関係の書類で終わりとなります。

最初にも述べましたが、大山村の場合、本来なら当局の指令によって焼却処分されたはずの戦争関係の公文書が多く残されてきた、という特徴があります。このことについて少しお話ししてみましょう。明治百年史叢書というシリーズの中に「内務省史」全四巻があります。その第三巻第三章「戦争と内務省」を読んできましたら、次のような記述がありました。ざっとこんな話です。

当時、地方局戦時業務課にいた奥野誠亮。のちに法務大臣をされた方ですが、当時の思い出を次のように語っています。

すでに戦争終結が決まりかかった頃、終戦処理についての地方への指令を起案しました。その時、地方へ出した指令は数項目に及んでいましたが、覚えているのは公文書を焼却せよということ、軍の持っている物資はすぐ民間に渡してしまえ、その暇がなかったら市町村へ、さらにその暇がなかったら府県へ渡せということでした

もう一つ資料を紹介しておきましょう。日野郡二部村役

場の「兵事動員二関スル日誌」という簿冊です。これは昭和の合併により溝口町に引き継がれたのですが、平成二二年の鳥取県西部大地震のあと、他の旧村役場文書と共に公文書館が保管することになったのです。この中に、昭和二〇年八月二五日午後八時付の「メモ書き」が挟み込んでありました。(口絵参照)

二部巡查駐在所受持津島巡查ヨリ兵事書類整理ニツキ左記ノ通り鳥取連隊区司令部ヨリ指示アリタル旨通報ヲ受ケタリ

一 現在入営並ニ応召者ノ名簿ノミヲ残シ其他ノ兵事関係書類ハ全部至急焼去スルコト、但シ海軍ハ通知ナキヲ以テ焼去ヲ見合セルコト

右ニ対シ八月十六日午前右指示ニ基キ兵事、事変関係一切ノ焼去ヲ実施ス。

なおこの鳥取連隊区司令部は戦後地方世話部と改称されて、復員や戦死者・行方不明者等の事務を担当するようになります。鳥取県でも、この時期に大量の公文書を焼却処分したことが知られていますが、焼却処分の指示を記録した資料は、全国的にも珍しいもので、県内ではこれを含めて二点しか確認されていません。(口絵参照)

祈願祭を執り行うように、というものです。その後は、国や県あるいは諸団体より役場に通達された文書が年代順に綴じられています。

私はこの簿冊を分析するため、文書一件ごとのデータシートを作成してみました。それで分かったのは、支那事変の後始末に関する文書が、相当数出されていることです。特別賜金扶助料や賞賜物件伝達の照会、通知、連絡。入営や応召等は、昭和一七年一月六日の入隊者出陣式の通知にはじまり、日を追うごとに増えていきます。昭和二〇年も半ばになると、村中の青壮年はほぼ応召され、老人と女性、子どもだけの寂しい村になってしまいます。戦傷の知らせは一七年一月二六日が最初で、「戦死公報」は二月一八日、海軍三等兵曹の橋本さんという人がボルネオ方面で戦死したと伝えていきます。町内すべての出征兵士とその消息については『大山町誌』がよく調べています。これを見ると、村の規模に対して、よくもこれだけ出征して、戦死しているものだと驚きます。第一冊では、「戦死公報」はポツポツとあった程度ですが、第二冊では、毎日のようにととってもよいくらいになります。「戦死公報」の伝達順ですが、例えば海軍を例にとると、現地より県の海軍人事部に報告され、人事部長より大山村長に公報が届けられます。それを受けて村長は家族および各種団体長、組長、区長に通知します。

ちかごろ、靖国神社をめぐる熱い議論が飛び交っています。この神社は、戦前は軍部によって共同管理され国家神道の象徴とされてきました。戦後の政治と宗教を分離する政策に従って一宗教法人となった後も、ずっと行政は関わりを持ち続けていたことを、多くの文書が物語っています。しかし、現在大きな声で憲法九条の議論をする人々を見てみると、過去の記録も調べないで自分の心情だけで話しているように感じられます。『民主と愛国』を書いた小熊英二は若い研究者ですが、自分が気に入らない思想家の作品は全部読むそうです。そうでなければ批判など出来ないといっています。まさにその通りだと思います。

次に、この兵事関係文書の中で、貴重だと思われる簿冊を紹介してみよう。「大東亜戦争関係綴」、これは二冊本で、第一冊は昭和一六年一月八日から一八年二月三日まで、第二冊は昭和一九年一月一日から敗戦まで続きます。第一冊の最初の文書は、村長から出された戦争開始の知らせです。英米に対して宣戦布告ありとの区・組長宛の急告文です。情報源はラジオの臨時ニュースで、文書日付は昭和一六年二月八日です。二番目は、県の学務部長から出された、「宣戦布告奉告祭執行の件」と題されたガリ版刷りの通達です。必勝祈願の原稿で、空欄に神様の名前と祈願者及びその職名を書き込んで、最寄りの神社で必ず

先の橋本さんの例をあげますと、「戦死公報」の日付が一七年二月一三日で、家族や地区への連絡が二月一八日、さらに県と連隊区司令官への急報が二月二〇日付の文書です。昭和一七年四月に入ると、広島海軍鎮守府で行われる戦没者合同葬儀の件につき海軍人事部とのやりとりがあり、遺骨帰国の日程、遺族年金処理等のための戸籍謄本送付に関するやりとりが続きます。四月一日付「戦死戦没者に対する天皇皇后両陛下祭案料並二皇后陛下御下賜品伝達式」は、四月一七日に鳥取県会議事堂で挙行するから出席せよと知事から各村長に指示されたものです。

前述の海軍葬は、五月二八日に呉軍港練兵場で行われます。遺族や列席する官吏派遣の要請もあり、電報文が行き交います。さらに、呉海軍人事部は五月二九日付で「弔辞・供物料送付状」を送って、故郷での葬儀に備えます。村長は受取状と関係者への通知、さらに報告を海軍や県に送付しなければなりません。六月一日には先の橋本さんの合同葬儀の際に撮影された写真が呉海軍人事部から弔辞・供物料と共に送られてきます。これに対する受取りと処理済の報告も必要です。

このような文書のやりとりが、すべての戦死者に対し行われ、それが、この簿冊の中心となっていました。あわせて、支那事変の後始末も延々と行われ、出征兵士の歓送会

も続きます。何時何分発の汽車で、どの駅から出発するの
で、しかるべく見送るようになり、という各種団体長、各区組
長宛の連絡。これに応じて、小学校の先生が子どもに「日
の丸」の小旗を持たせて引率してきます。出征するのは男
性ばかりではありません。大山村からは従軍看護師として
数名の女性が同様の歓送式の対象となりました。面白
いのは、人ばかりではなく、馬にも召集令状が届いている
ことで、同村からも何頭か出征しています。ささやかな式
でも挙げてやったのでしょうか。

昭和一七年も七月に入りますと、村葬という語句があら
われます。七月二日付「戦没者町村葬に関する件」とい
う学務部長から村長宛に出された文書です。一例を挙げて
みましょう。戦死の通知といつてもずいぶん時間が経って
から届く場合があります。海軍一等飛行兵曹の安部さんの
場合、昭和一七年のソロモン群島方面で戦死されました。
特に海軍・空軍については戦死といつても確認はほとんど
不可能で、艦あるいは飛行機と共に消えてしまうのが普通
でしょう。とにかく一七年一〇月一七日戦死との通知が呉
海軍人事部から来たのが一八年二月一五日です。遺族への
連絡が一八日で、戦死により一階級特進したことを「遺族
に伝達相成度件」という文書が、一八年三月一日付で送達
されます。村長より遺族への伝達は三月六日付でした。九

月一〇日付の呉海軍人事部からの文書では、「死亡賜金三八
八円、武装手当一一〇円、計四九八円」が「戦死者諸給与
金交付」されたことが分かります。命の値段は五百円でし
た。ついでながら、お金の支払い方法は国庫債券を使うと
いうやりかたでした。

昭和一八年九月になりますと、中部第四七部隊長から「遺
髪(爪)送付の件」という物騒な文書が届きます。その内
容は、「戦死ノ際遺体ナキ場合モアルタメ」現在活躍してい
る兵隊に、万が一に備え髪を切らせておいたから送ってお
く、というものです。このような文書が昭和二〇年八月一
五日を過ぎても延々と続きます。前にも述べたように、八
月一五日をもって戦前と戦後の断絶が生じたわけではない
のです。

さて、この簿冊についてはこれくらいにしておいて、本
来なら焼却処分されていたはずの簿冊について少し紹介し
てみましょう。

- (1) 「国民精神総動員関係綴」 昭和二年～一四年
- (2) 「国民勤労動員関係綴」 昭和一九年
- (3) 「国民体力検査関係綴」 昭和一五年
- (4) 「統後奉公令関係綴」 昭和一七年～一八年
- (5) 「公民錬成会関係綴」 昭和一八年
- (6) 「大政翼賛会関係綴」 昭和一九年～二〇年

直接、先の戦争にかかわる簿冊です。このような戦争に
関わる文書を燃やしてしまつて、都合の悪いことは無かつ
たことにし、国のために命を捧げたというキャッチフレー
ズを大声で叫ぶばかりでは、いつまでたつても平和な時代
はやってきません。文書の保存と調査研究は、決して研究
者のためではなく、今に生きる私たちが及び私たちの子孫の
ためであるということを中心に留めておかなければなりません。
では、次に行きましょう。

(N) 警察裁判所関係文書 (一点)

刑事事件に関する簿冊が出てきたので、一項を設けまし
たが、結局一点のみでした。この分野は本来警察や裁判所
の管理下にあるので、村役場にはほとんどないのが実情で
しょう。

(O) 消防警防関係文書 (三〇点)

明治二三年の「出火消防組織書類」からはじまり、戦時
中の警防団を経て、再び消防団にもとるまでの簿冊群です。
別の旧村役場文書で見たことがあるのですが、江戸時代
の「若連中」が明治維新後、村の風俗を乱すと非難される
ようになり、いつそのこと連中を消防団に組織してしまえ

ば一石二鳥じゃないか、ということになって、村の自警組
織の中心である消防団が誕生したというものです。原本を
もう一度確認してみようと思います。

(P) 勸業関係文書 (三六三三点)

公文書館で保存する簿冊の中で、最も残存率が悪いのが
この分野です。何しろ明治・大正期の簿冊に限定すると、
せいぜい一桁か二桁といったところでしょうか。その点、
大山村役場はよく残っています。とはいっても、明治・大
正期はやはり少なく、ほとんどが昭和に入ってからのも
です。主体をなすのが「勸業関係綴」で、昭和一〇年から
三〇年まで連続しています。ほかには、畜産と林業に関わ
る簿冊が多いのが大山村ならではの特徴でしょう。冊数は
多くはないのですが、「観光関係綴」もここに入れました。こ
れには、大山の国立公園化に関する文書もあつて重要です。
参考までに、公文書館が行った市町村対象の資料保存状況
調査(平成一六年～一八年)の際に気づいたのですが、県
庁から距離のある町村の資料は比較的よく残されておりま
した。大山町以外では、智頭町や日南町がそうです。それ
に対して、鳥取市や倉吉市、米子市及びその近辺の町村で
は残存率がよくありません。

次に、農地関係について紹介してみましよう。農地委員

会の農地買収計画第一号が出されたのは昭和二年三月廿三日です。二六年からは農業委員会として、「強制譲渡関係綴」という簿冊がはじまり、現在の農地所有の形が作られていったのですが、そのプロセスが実際に記録されて残っている訳です。農会や農地委員会、農業委員会、農業調査委員会など戦後の農政改革の実態を記録したものもあります。先の大戦中には入れませんでした。戦争開始から昭和四〇年代に至るまでの配給関係の簿冊が揃っているのも大山村の特色です。米・塩はもとより味噌、醤油、酒、乳児用乳製品、綿製品、地下足袋、傘、鉄鋼、釘、セメント、石油、ゴム、マッチ、ローソク、石ケン等々。生活のすみずみまで配給制度の下におかれていた時代を、今の若い人は想像できるでしょうか。そして、私たちはこのように言わされてきました：「欲しがりません、勝つまでは」：

(Q) 土木関係文書 (一五二点)

明治三六年より昭和二八年まで、「土木関係綴」はほぼ連続して残されています。しかし、それよりも水害関係の復旧工事にかかわる簿冊は注目に値します。とりわけ明治二六年の水害の規模は大きくて、その後五年一〇年と引き続いて復旧工事が続けられています。日南町の旧多里村役場の簿冊も、全く同様でして、「廿六年水災二係ル云々」とい

う簿冊の山がありました。

林道や村道あるいは堤防の修復・新設は村の人々の日々の生活に直接関係する大切な工事ですから、記録もしっかりと残されています。開墾という事業は、道路や水路の新設と一体の事業です。奥大山山麓の宮市原（現、江府町）は、大鉄山師であった根雨の近藤家が中心となって開墾したところですが、そこにある顕彰碑には、開墾での一番の難工事は水路開削であったと記されています。それに、一度できた水路も日々手を加えなければ、埋もれて役に立たなくなってしまう。区長筆筒の中の文書には、このような用水路の保守点検作業が、地区の総事（そうごと）として年中行事のように行われた記録が残されています。

(R) 区会・町村会・村会関係文書 (二六三)

ここには村議会関係の簿冊を入れました。議会の場合、「関係書類」「議事録」「成議書」の三種類を作成することが多いです。県議会の場合には「速記録」も作成されます。いずれも永久保存に属する文書なのですが、合併にともないその役割を失うので、いつの間にか消滅してしまうようです。旧村役場文書でも最も大切なものですが、残存している市町村は少ないようです。

(S) 選挙関係文書 (二六六)

これは、昭和二年の地方自治法施行以後のものになります。しかし昭和二〇年代の文書も、すでに六〇年が経っています。昭和の一桁で六〇年昔はいつかといえば、大正・明治を越えて江戸時代に入ってしまうようです。資料は簡単に廃棄してはいけない、ということ。選挙関係文書からは、どんな条例規則の下で村長や村会議員、農業委員等が選ばれてきたかがよく分かります。

*** **

以上、三千冊に及ぶ大山村役場文書のあらましを紹介しました。村役場という行政機関が作成した文書ですから、個々の家庭や民間の団体等の記録は含まれていません。その意味では、村民の生活の部分的な記録ではないのですが、共同体の中で生きていく以上、出生から死亡に至る様々な段階で、村民の一生涯が記録に留められているのです。村人の出征から死亡に至るまでの、すべての権利や義務を伴う事柄は、村役場が集中管理していました。戸籍や納税、土地財産の権利保障、教育から土木衛生等、村人の生涯の記録がぎっしりと記録保存されています。兵役の義務も最も重要なものの一つで、召集令状が役場にきたら、本人に直接手渡すための脚夫の行程時間に至るまで、あらかじめ決めてあったのです。

最後に、大山村役場文書の目録を作りながら考えたことをお話したいと思います。「終戦事務関係」と題された昭和二二年の簿冊がありました。この中に、西伯地方事務所長より各町村長に宛てた「連合軍ニ対スル公文書類呈示ニ関スル件」という文書があります。これには内閣書記官長が二二年二月八日に各省次官に出した指示を「別紙」として記載しています。ここには次のようにあります。

最近各庁職員ニシテ降伏文書ノ条項ニ違反シテ公文書ヲ毀却シ又ハ連合軍側ヨリ書類ノ提出ヲ命セラレタルモ故意ニ其ノ提出ヲ遅延セシメ、若ハ提出セルモ書類ガ事実ヲ隠蔽セル等ノ事例アリタルトコロ右ハ事実面白カラザル義ト思料セラル、ニ付今後各庁職員ハ連合軍側ノ指令ニ対シテハ誠実ニ之ヲ履行シ積極的ニ協力スル様此ノ上共篤ト御示達方然ル可ク御配意相成度

戦争に関する文書は、今までお話しましたように処分されたはずですが、いまだに残存しているものもあつたのでしよう。もう一つは、同じく西伯地方事務所長が昭和二〇年十一月一日付の連合軍総司令部発、日本政府宛の覚書を、二二年三月二日付で各町村長に通知しているものです。「連合国最高司令官ノ正式代表者ニ対スル証明書ニ関ス

ル件」と題された文書です。この証明書を持っている代表者に対して「其ノ要求ニ応ジ凡ユル種類ノ官公衛・会社・団体ノ一切ノ記録及書類ヲ提示スルコト」と命じた文書です。

県庁所在地及び主要都市には連合軍が進駐しましたから、焼却処分した文書以外も調査されたことでしょう。鳥取県東部の警察文書は、焼却しそなうて保存していたのを発見され、アメリカ本国に送られてしまいました。鳥取県史編さんの折に、米国会図書館に保存されていたこのような文書が収集されて、現在も当館にあります。自由に閲覧できるアメリカから逆輸入されたわけです。大山村役場や多里村役場には、県庁の監督も及びにくく、また進駐軍の調査もなかったのではないのでしょうか。その結果として、軍事関係の文書が残ったのだと思います。

ともあれ、簿冊の分析をしたことで、例えば終戦処理がどのように進んでいったのかを具体的に確かむことができました。歴史研究者はともすれば自分が関心を持つ事実のみに眼をむけて、全体の中でどのような意味を持っているのかを分析しないきらいがあります。一本の木を詳しく調べることも必要ですが、どのような山に生えているかということを常に考えなければなりません。ともすればいいところ取りの「つまみ食い」があたり前となっている歴史業

界なのですが、アーカイブズ（歴史資料保存機関）側にいるものから見れば、間違っていると思います。

私たちが資料につきあう場合、三つの原則を基本とすべきだと考えています。第一は平等の原則です。一つの資料群を平等に扱うべきで、いいところ取りはしないということ。第二は出所の原則です。一つの機関、個人の家から出た資料群は、ばらばらにしないということです。よく古書目録を見ると、近世文書あるいは旧村役場文書が値段をつけられて記載されています。しかし、「分割」された状態で商品化されていることがよくあります。販売用なので仕方ない点もありますが、一つの文書群は、決してばらばらにははいけません。第三は原秩序尊重ということ。資料の作成者や受取人が、ある意図を持って袋に入れたり、簿冊に綴ったり、一括りにしたり、あるいは引出・戸棚に収めたり、といったように保存されてきたものを、勝手に整理してはいけないということです。前述した、根雨の近藤家の文書整理の事例です。まず文書蔵に保存してある書架や箆筒、行李等に番号を付けて位置を正確に記録しておきます。どの箆筒の何番目の引出にあつたものが復元できるようにしておきます。あとの整理は、大山村役場文書で説明したとおりですが、ここでも原秩序を尊重して作業を進めるわけです。

大山町は、平成一七年三月に近隣の名和町、中山町と合併して、新しく大山町となりました。この度、公文書館は大山町と協議をして、『大山村役場文書目録』に掲載されたすべての文書を当館に寄贈いただくことにしました。ただし、やや変則的な取決めで、大山町が将来保存の手立てが整った場合には、返却するという一項を設けています。資料は作成された現地で保存されるのが一番ですから。

ただ、県がどうしてこのような旧村役場文書に関心を持ったのかと申しますと、その大半が、国や県あるいはかつてあつた郡役所等に関係する文書であり、しかも鳥取県には残っていない文書が多いからです。今回お話しました戦争関係の文書は皆無という状態です。公文書館では何とか県政の歩みを復元しようと努力していますが、これもその一環だと思つて下さい。また大山村に送られる文書は、たとえば西伯郡役所や西部地方事務所の場合、県西部地方全域を対象として出されています。ですから、大山町だけではなく、西部全域の市町村に関わる資料として活用できるわけです。現に米子市史編さん事務局は、有効に活用されています。

大山村役場文書の目録を作りながら考えたことを、戦争に関する文書を中心にお話してきました。今回のお話を終えるにあたって、再度強調しておきたいことは、地域住民

の「人権」を保障するためには、公文書館のような機関が必要だということです。しかし、当節のように財政難がいわゆるなかでは、その設置は容易ではありません。とすれば、配架場所にはこだわらず、とりあえず文書を調査して保存することを心がけることでしよう。

最近聞いた話です。ある学校が百年誌を作ろうとして委員を決めて会合を開いた。A氏はできるかぎり原資料を広く集めて、現在の本校の土台を明確にすべきだと。するとB氏のいうことには、古いことにこだわる時代ではない。明日の本校をどのように築いていくかを基本にして今の姿をきちんと記述していこうと。

今日のお話の枕に魔法使いの科白（せりふ）を使いました。締めくくりは、アーシユラ・K・ルルグウインの『ゲド戦記』から拝借することにしましょう。

過去を否定することは未来を否定することだ、人は自分で自分の運命を決めるわけにはいかない。受け入れるか、拒否するかのどちらかだ

本稿は、平成一八年九月一五日、鳥取県立公文書館第一
回巡回講座(於、倉吉交流プラザ)の講演草稿を加筆修正(一
九年一月)したものである。